



Title	ボランティアと人権
Author(s)	入江, 幸男
Citation	臨床哲学ニューズレター. 1997, 1, p. 39-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/81710
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ボランティアと人権

入江幸男

震災以後、ボランティアに対する日本社会の評価は大きく変化しました。以前には、それは〈特殊な人がする特殊な活動〉と見られがちであったのが、現在では〈普通の人ができる普通の活動〉と見られるようになりつつあります。多くの省庁や地方自治体も、災害救援のシステムづくりや、福祉社会のプランづくりや、海外援助活動の中で、ボランティアの取り込み、連携、支援を行うようになってきました。この傾向は、今後ますます顕著になって行くでしょう。ボランティア休暇やNPO法など、「ボランティア社会」に向けての制度改革も始まりつつあります。もちろんこれは、現在起きつつある日本社会の大きな変化の一部です。官僚主導から市民主体の社会へ、富の追求から〈本当の豊かさ〉の探求へ、ポストフォーディズムやポストトヨティズムの模索、などと呼ばれる大きな流れと連動しています。

この変化がどこへ向かっているのかを予測するのは、困難であるのみならず、そのような傍観者的な予測の立場に終始するとすれば、それは臨床哲学の立場に反することでしょう。私は、臨床哲学の現場として、ボランティア活動をえらび、具体的な問題に取り組みつつ、現場に芽生えている〈可能性〉を選択・発見したいと思います。それは、従来の哲学的な諸概念のリハビリ（再構築）にもなるでしょう。

しかし、なにはともあれ、ボランティアは面白い。実際の活動も面白いし、そこでの人間関係は楽しいし、理論的にも刺激が一杯だ、というのが、ボランティアを始めてまだ数年の気楽な初心者の気持ちです。ここでは、ボランティアの現場から、「人権」概念をリハビリする可能性について、きちんと考えてみたいと思っていることを、大ざっぱに書いてみます。

*

人権の大切さは自明であって、なぜ今さら人権概念をリハビリする必要がある

るのか、と思われるかも知れません。しかし、他方では「人権」概念の曖昧さに困っている人達もいます。それは、人権教育に取り組んでいる人達です。人権教育の手法については、参加型学習をふくめて、すでに沢山の工夫が紹介され蓄積されていますが、人権とは何かという肝心の点がよく解らない、というわけです。そして、これは以前からの私自身の疑問でもありました。「ひとはなぜ人権をもつのか」「人権とは何か」などを突っ込んで考えようとしても、うまく考えられなかったのです。

もちろん、西洋政治思想史を勉強することによって、これらの間に対するオーソドックスな答を知ることは出来ます。しかし、それは満足できるような答ではありません。例えば、ジョン・ロックは、今日の人権思想の基礎をきづいた代表的な思想家であるといえるでしょう。彼によれば、人間が理性で聞こうとすれば「全てのひとは、平等かつ独立であるから、何人も他人の生命、健康、自由または財産を傷つけるべきではない」ということが解るということです。そして、その根拠は、キリスト教信仰に求められます。全ての人間は、創造主の作品であり、その事業のためにつくられたものであるから、各人は自分自身を維持すべきであり、また同じ理由で、他人の生命ないし、生命の維持に役立つもの、つまり自由、健康、肢体、財産を奪ったり傷つけてはならない、ということなのです。（『市民政府論』第6節）

もちろん、このような議論は、キリスト教を信仰しない者には、無効です。今日、国際的に通用している人権概念も、少なくとも明示的には、キリスト教に基づいているわけではありません。しかし、それにも拘らず、今日の人権概念は、ロックの影響下にあるのです。それは、権利についての次のような考え方です。神が人間を作ったので、人間は、自分を維持する権利をもち、その権利のゆえに、自分の身体を所有し、その権利のゆえに、身体をつかった労働の産物に対して所有権をもち、その権利のゆえに、それを他の物と交換することによって、他の物に対する所有権を獲得する。また、各人は自由を所有しており、その権利のゆえに、その一部を譲渡することによって、立法権、執行権、連合権をもつ国家が成立します。また、ひとが権利を他者に信託することによって、他者は彼の代表者となります。このようにして、水源地から水が下へ下へと流れて行くように、様々な権利が導出されます。これを「権利の水源地モ

デル」と呼ぶことにしましょう。これは、ロックに限らず、一般的な考え方になっています。

このような考え方の問題点の一つは、「権利の水源地」を確保することが難しいということです。たとえば、世界人権宣言では、水源地は人間です。そこには、「なぜ全ての人間が人権をもつのか」の説明はありません。ロックの場合には、創造主にまで遡りました。しかし、同じ問題がそこでも発生するでしょう。

もう一つの問題点は、どうしてある権利から他の権利が派生するのか、ということ。例えば、この身体が私のものであるということから、この身体を使って作った物が私のものであるということが、どうして帰結するのか。これは、一見分かりやすい説明のように聞こえるのですが、さらに「なぜ」と問うと、答はいきなり難しくなります。（話が専門的になりますが、公理系の規約主義について指摘されているアポリアと同様の問題が、ここにも登場するので。）

*

ボランティアを定義するとき、従来挙げられてきたのは、自発性、無償性（非営利性）、社会性（公共性）という特徴でした。この三つは、ボランティアの基本条件だといえるでしょう。これに加えて、最近強調されることは、創造性（先駆性）と相互性（mutual empowerment）です。この二つは、ボランティアの理想条件と言えそうです。これらは、ボランティア活動の楽しさについての、最近の語り口にも関係しています。

ボランティア活動の楽しさは、最近では金子郁容さんの『ボランティア』（岩波新書）に生き生きと的確に描かれています。ボランティア・ネットワーク（ボランティアの人間関係）は、個人の自発的な行為によって作られるというだけでなく、それがつねに意外な展開と新しい出会いを生むことによって、我々が自発性を発揮する場となっています。ボランティア・ネットワークは、われわれに自発的な行為を許容すると同時に、それを求め促す場となっています。会社や学校や家庭では、我々は一定の役割を期待され、ともすると、それを実行してもその役柄存在としてしか承認されません。これに対して、ボラン

ティア活動では、新たに出会った人から新たな承認を得て、しかも一人の人間として承認されるという喜びを得ることができます。ボランティア・ネットワークにおいて、個々人の自発性の相互承認が、個々の状況の中で、反復され創出されている、と言えるのです。

もちろん、ボランティアという自発的な善意の活動を基にして、そこから権利の基礎付けを試みるというのは、あまりにも楽天的すぎるでしょう。自然状態を戦争状態と考えたホブズならば、一顧だにしないでしょ。したがって、基本的な人権を憲法や条約や法律で規定して、それを強制的に守らせることが必要でしょう。しかし、このような人権をもつ「人間」は、会社での課長、家庭での主婦と同様の一つの「役柄」にすぎず、その役柄にともなう義務をはたしてもほめられないが（なぜなら、それは義務だから）、それを守らないと責められるというような「役柄」になってしまっています。

人権というのは、生得的にもっていたり、憲法で保証されているものではなくて、つねに新たに創出されつづけなければならず、そのような創出のプロセスの中にしかないように思われるのです。このように人権が創出される現場というのは、ボランティア活動にはかぎりませんが、ボランティアはその一つなのです（討議倫理学がいう「討議」も、その一つでしょう）。

我々が、自分の自発性や権利の承認を他人に求めるとき、このことは、逆に言うと、自分の自発性や権利を批判に対して開くことです。批判に開かれた中で承認を得ることによって、人権が実現されるのではないのでしょうか。このように考えるとき、たとえば、人権擁護の運動において、その運動は「全ての人が人権をもつこと」を前提して行われるというよりも、むしろその運動自体が「全ての人が人権をもつこと」を批判に対して開くと同時に、実現する作業だといえるでしょう。（どなたでも批判をお寄せ頂ければありがたいです。）